役　員　報　酬　規　程

1.　役員に対する報酬等に関しては本規程による。

・理事会出席　　日　当　　なし
　　交通費　　一律　　1,000円

・園内監査出席　　日　当　　なし
　　交通費　　一律　　1,000円

・その他理事会が認めた会議等の出席
　　日　当　　なし
　　交通費　　一律　　1,000円

附　　則

・この規程は、１９９７年（平成9年）４月１日より実施する。
・この規程は、２０１１年（平成23年）６月１日より一部改正施行する。
・この規程は、２０１４年（平成26年）４月１日より一部改正施行する。
・この規程は、２０１４年（平成26年）10月１日より一部改正施行する。
・この規程は、２０１５年（平成27年）６月１日より一部改正施行する。